

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日となる場合は、その翌日)

目 次

- ◇告 示 臨時種畜検査の実施(畜産課)
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(農村整備課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第六百七十一号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

平成九年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 検査日時 | 検査場所 | 家畜の種類 |
|---------------------|---------------------------|-------|
| 平成九年十一月十日 午前十時から | 東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場 | 牛 |

鳥取県告示第六百七十二号

日南町が行う土地改良事業(農林地一体開発整備パイロット事業神戸上地区農用地造成と農道整備とを一体としたもの)に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
平成九年十月十五日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
日南町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第六百七十三号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年五月二十九日 鳥取県指令鳥土維第二百六十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市南吉方二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市岩吉二五五―三

有限会社ガリパーズ ドラッグ

代表取締役 門脇 善和

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年十月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

| 申請者 | | 氏名 | 又は名称 | 住所 | 遊技機の種類 | 遊技機の区分 | 型式 | 製造者 | 検定番号 | 有効期間 |
|-----|----|-------------------------------|------|----|--------------------------------|--------------------------------|---------|--------------|--------|---------------------|
| 申請者 | 氏名 | 又 | は | 名称 | ぱちんこ遊技機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 寛平笑劇場TK | 株式会社 大一商会 | 700256 | 平成9年10月14日 から3年間 |
| | 住所 | 京楽産業株式会社 名古屋市中川区尾頭橋三丁目20-8 | | | | | | | | |
| 申請者 | 氏名 | 又 | は | 名称 | ぱちんこ遊技機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 華観月2 | 京楽産業株式会社 | 700167 | 平成9年10月14日 から3年間 |
| | 住所 | 〃 | | | | | | | | |
| 申請者 | 氏名 | 又 | は | 名称 | 〃 | 〃 | 華観月3 | 〃 | 700192 | 〃 |
| | 住所 | 株式会社大一商会 名古屋市中村区鴨付町一丁目22 | | | | | | | | |
| 申請者 | 氏名 | 又 | は | 名称 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | 住所 | 株式会社マツヤ商会 広島県安芸郡海田町南幸町13-5 | | | | | | | | |
| 申請者 | 氏名 | 又 | は | 名称 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | 住所 | 山本 基成 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--------|-----------------|----------------|------|---------------|------|--------|------|-----------------|
| 申請者 | 氏名又は名称 | アイジーケージャパン株式会社 | 住所 | 東京都港区愛宕一丁目3-4 | | | | |
| | 法人にあってはその代表者の氏名 | スコット・ウインゼラー | | | | | | |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分及び型式名 | ウキウキモンキー M | 製造者名 | 株式会社ワツヤ商会 | 検定番号 | 740213 | 有効期間 | 平成9年10月14日から3年間 |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分及び型式名 | ターボ1000 | 製造者名 | 山佐株式会社 | 検定番号 | 740234 | 有効期間 | 平成9年10月14日から3年間 |
| 申請者 | 氏名又は名称 | 山佐株式会社 | 住所 | 新見市高尾362-1 | | | | |
| | 法人にあってはその代表者の氏名 | 佐野 慎一 | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--------|-----------------|--------------|------|----------------|------|--------|------|-----------------|
| 申請者 | 氏名又は名称 | 株式会社バルテック | 住所 | 大阪市北区東天満二丁目1-2 | | | | |
| | 法人にあってはその代表者の氏名 | 中野 純弘 | | | | | | |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分及び型式名 | レインディア | 製造者名 | 株式会社バルテック | 検定番号 | 740228 | 有効期間 | 平成9年10月14日から3年間 |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分及び型式名 | マスタードゥ | 製造者名 | ユニバーサル販売株式会社 | 検定番号 | 740178 | 有効期間 | 平成9年10月14日から3年間 |
| 申請者 | 氏名又は名称 | ユニバーサル販売株式会社 | 住所 | 東京都港区高輪三丁目22-9 | | | | |
| | 法人にあってはその代表者の氏名 | 岡田 和生 | | | | | | |